

**第 2 期大船渡市公共施設等総合管理計画（案）及び第 2 期大船渡市公共施設等個別施設計画（案）に対する
御意見の概要と市の考え方について**

市では、令和 9 年度を初年度とする第 2 期大船渡市公共施設等総合管理計画（案）及び第 2 期大船渡市公共施設等個別施設計画（案）について、令和 8 年 7 月 17 日（金）から 7 月 30 日（木）まで意見募集（パブリックコメント）を実施し、計 5 件の御意見をいただきました。

御意見の概要とそれに対する市の考え方は以下の表のとおりです。

No.	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
1	個別施設計画 14 ページ No. 1	<u>カメラアホールについて</u> ・昇降機がしばらくの間、故障中となっている。足が不自由な方のためにもエレベーターの設置を希望する。 ・ 2 階和室の畳の擦り減りが著しいため、表替え等の対応を希望する。また、擦り減りの原因として、舞踊利用時の摺り足による摩耗等が考えられることから、舞踊で利用する際にはカーペットを敷くなど、畳の保護に配慮した措置を講じる必要がある。 ・駐車場が不足している。また、第 2 駐車場については、車道からの乗り入れ部分の段差を解消・緩和するとともに、駐車場の舗装を希望する。 ・施設予約の手続きは、高齢者にとって不便である。	<u>カメラアホール</u> ・エレベーターの設置につきましては、施設の構造等を踏まえると、現時点での対応は困難な状況ですが、今後のバリアフリー対策を検討する際の参考とさせていただきます。 なお、いす型昇降機につきましては、長期間の使用による老朽化で故障し、必要な部品の製造終了により修繕が不可能な状態となっており、新たに設置する場合でも、多額の費用を要する見込みとなっていることから、撤去しております。 ・ 2 階和室の畳につきましては、利用状況を踏まえ、保護措置の周知など適切な維持管理に努めるとともに、表替え等については優先順位を勘案しながら検討してまいります。現時点では、直ちに全面的な更新を要する状況ではないと認識しておりますが、今後の利用状況や畳の状態等を踏まえ、市公共施設等個別施設計画における事業実施時期の前倒しも含めて、計画的な対応を検討してまいります。 ・駐車場につきましては、第 1 から 3 駐車場までを合わせますと、全 70 台の駐車が可能となっております。第 2 駐車場の利用

			環境の改善に当たっては関係者との調整等が必要となることから、現時点での対応は困難な状況です。今後の施設管理及び利用環境の改善を検討する際の参考とさせていただきます。 ・施設予約につきましては、様々な利用者の利便性を考慮し、窓口・電話・インターネットなど複数の方法により受付を行っております。
--	--	--	--

No.	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
2	個別施設計画 27 ページ No.42	<u>リアスホール等使用料について</u> リアスホール等使用料について、見直しを検討してほしい。 陸前高田市では、お茶会の開催に際して市が費用を負担しているため、市民がお茶席を無料で利用できると伺っている。 芸術文化をより広く市民に親しんでもらうためにも、使用料のあり方等について検討してほしい。	<u>リアスホール</u> 市民文化会館の維持管理・運営に要する経費については、施設を利用される方からいただく「使用料（受益者負担）」と、施設を利用されない方を含む市民の皆様からの「税金（公費負担）」によって賄われております。 公の施設の運営に当たっては、施設を利用される方と利用されない方との負担の公平性を確保するとともに、将来にわたり持続可能な施設運営を行う必要があります。このため、施設の利用によって直接的な便益を受ける方に、施設の維持管理等に要する経費の一部を適正に負担していただく「受益者負担の原則」に基づき、使用料を設定しているところです。 市といたしましては、今後とも効率的な施設運営に努めるとともに、自主事業の充実や利用しやすい環境づくりを通じて、より多くの市民の皆様が芸術文化に親しむ機会の確保と充実に努めてまいります。 なお、ご意見のありました陸前高田市におけるお茶会への費用負担について、同市教育委員会に確認したところ、「市では費用を負担しておらず、福祉関連のいわゆる『お茶っこ会』での話ではないか」との回答がありましたので、申し添えます。

No.	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
3	個別施設計画 33 ページ No. 1	<u>市営球場について</u> 市営球場については、建て替えではなく、現施設の大規模改修による長寿命化を図る方針となっているが、具体的な事業の進捗状況や今後のスケジュールが市民に十分伝わっていないことから、市営球場改修事業の進捗状況や今後の見通しについて、市民に分かりやすい形で定期的に公表してほしい。 また、市営球場整備をはじめとする重要事業について、より迅速な事業推進が図られるよう、必要に応じて臨時的な専門部署やプロジェクトチームの設置など、推進体制の強化についても要望する。	<u>市営球場</u> 市営球場につきましては、第2期大船渡市公共施設等個別施設計画に基づき、現施設の大規模改修による長寿命化を図る方針としております。 大規模改修の実施に当たっては、施設の劣化状況や利用者ニーズを踏まえながら、具体的な改修内容、事業費、財源、実施時期等について検討を進めてまいります。 今後の進捗状況や見通しについては、市民の皆様の関心が高い事業であることを踏まえ、検討の節目や具体的な内容が明らかになった段階で、市ホームページや広報紙などを活用し、市民の皆様に分かりやすく情報を発信するよう努めてまいります。 また、事業の推進体制については、事業の規模や内容、進捗状況等に応じて関係部署との連携を強化するとともに、御提案いただいたプロジェクトチーム等の設置も含め、必要な体制を検討し、円滑かつ着実な事業の推進に努めてまいります。

No.	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
4	個別施設計画 35 ページ No.8 及び 9	<u>弓道場について</u> 1 第 2 期大船渡市公共施設等個別施設計画に記載の傾斜修繕工事については、現時点で傾斜している箇所が控室のみであり、射場はまだ傾斜していないことから施設利用に支障は生じていない。一方、当該施設は地盤が軟弱であるため、将来的には施設利用に支障が生じることが懸念される。特に、射場が傾斜した場合には、安全確保の観点から利用できなくなることが想定されるため、現在の所在地からの移転が必要であると考え。 2 弓道で使用する道具には、水に濡れると使用できなくなる素材のものが多く、射場からの場までの通路には屋根がないため、不便な状況となっている。 加えて、的場へ通じる通り道は水はけが悪く、降雨時には水浸しとなることから、子どもが途中で転倒するなどの事態が生じている。 3 鍵を管理している施設が別棟にあり、距離が離れているため不便である。 4 施設内に男女別の更衣室及びトイレがなく、不便な状況となっている。 5 隣接するテニスコートや市道からの騒音が大きい場合があり、また、テニスコートからボー	<u>弓道場</u> 弓道場の維持管理につきましては、第 2 期大船渡市公共施設等個別施設計画に基づき、施設の安全性を確保しながら継続して利用できるよう、今後も施設の劣化や傾斜等の状況を注視し、必要な修繕を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。 一方で、地盤の状況や雨天時の利用環境、更衣室・トイレ等の設備面、周辺施設からの影響など、現在の施設には利用上の様々な課題があるものと認識しております。 今後は、建て替えの方針としている大船渡市民体育館をはじめ、スポーツ施設全体の在り方を検討する中で、各競技団体等からの御意見はもちろんのこと、今回いただいた具体的な御提案（施設の集約化、適正な規模、利便性の向上など）や利用者のニーズ、整備・維持管理に要する費用などを総合的に勘案し、将来的な弓道場の在り方や整備方針について検討を進めてまいります。

		ルが飛来することもあるため、静寂な環境の中で集中力が求められる弓道の実施に支障を来している。 6 現在の的場は幅が広く、的を 10 個設置できる規模となっているため、再整備を行う場合は、的を 6 個程度設置できる現状より小規模な施設とした方が、清掃等の維持管理がしやすいと考える。 7 総合体育館に集約して整備することにより、控室を確保しやすくなり、大会や講習会を開催しやすくなると考える。また、県内陸部の弓道場は積雪の影響により冬季の利用が不便となることから、沿岸部にある弓道場は、市外の利用者にとっても需要のある施設である。	
--	--	---	--

No.	該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する市の考え方
5	個別施設計画 105 ページ No. 2	<u>Y・Sセンターについて</u> 現在、Y・Sセンターの浴室は、使用中止となっているが、Y・Sセンター以外の市内の入浴施設は2箇所のみであり、災害等が発生した場合には、市中心部に近い場所に入浴できる施設の整備が必要であるとする。 また、Y・Sセンターの浴室は、これまで一人暮らしの高齢者をはじめ、老若男女を問わず多くの方に利用されており、日常のコミュニケーションの場としても役割を果たしてきた。 特に、一人暮らし世帯が増加する昨今においては、冬季のヒートショック等の危険防止の観点からも、一層重要な施設であるとする。 については、浴室の再開に向けた検討を要望する。	<u>Y・Sセンター</u> Y・Sセンターの浴室は、令和7年8月にレジオネラ属菌が検出されて以降、使用を休止して発生原因を調査しましたが、特定されませんでした。 このため、浴室の再開について検討しましたが、安全に使用するためには、大規模改修が必要となることから、総合的に勘案した結果、浴室を廃止します。